

仕 様 書

- 1 件名 PET-CT 装置一式の購入 及び 保守業務委託（無償保証期間を除く 5 年間の保守業務委託）
- 2 品名及び数量 PET-CT 装置 一式
- 3 納入期限 令和 8 年 1 月 31 日
- 4 保守期間 無償保証期間終了後から 5 年後の月末まで
- 5 納入場所 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

6 納入条件

本入札に係る調達物品の納入は、以下の手順により行うこと。

納入に当たり、機器等の搬入、据付け、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。下記の調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等の条件を有するものとする。

- (1) 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等の要求要件は、別紙 1「調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）」（以下「基本的仕様項目」という。）に示すとおりとする。

入札機器が基本的仕様項目と同等又はそれ以上の機能を有し、システム化されている機器についても同等又はそれ以上の機能を有する場合は、適宜審査の上、上記調達物品と同等又はそれ以上の機能と判断されるものとする。また、入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

- (2) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- (3) 入札機器は入札時点で仕様化されていること。
- (4) 当該機器の保守業務委託（無償保証期間を除く 5 年間の保守業務委託）に要する費用を含んだ金額・契約であること。

7 指定場所への納入等

装置の搬入、据付け及び動作確認は、納期までに終わること。また、据付け、搬送及

び納入等に要する費用は、売渡人の負担とする。

8 動作確認

設置された装置は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。動作確認に要する費用は、売渡人の負担とする。

9 検査

- (1) 設置完了後、納入検査を行う。
- (2) 納入検査において合格と認められないときは、売渡人は病院担当者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。
- (3) 保守業務委託について、委託者は、契約期間中に保守業務委託の完了検査を支払内訳書に記載の期間毎に行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができる。
- (4) (3)における検査の際に、調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等 ④（性能、機能に以外に関する要件）2-(2)-5に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。

10 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 売渡人が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

11 その他

- (1) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。
- (2) 別紙の「グリーン配送に関する特記仕様書」、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び、別記「情報取扱注意事項」について順守すること。

調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）

① 調達物品の使用目的

がんの原発、浸潤及び転移の状況把握及び病期診断など、術前術後を含めがん診療上利用される装置である。特に、肺癌、悪性リンパ腫、頭頸部がんでは必須であり、当院の特徴である陽子線治療の悪性腫瘍患者の診療には無くてはならない。また、認知症治療薬の薬事承認が期待される中、その適用基準に関しても、PET-CT 検査が必須となる可能性が高い。

② 調達物品の内訳

- (1) PET/CT 装置本体 1 式
- (2) 操作コンソール 1 式
- (3) 処理コンソール 1 式
- (4) 備品及び什器等
 - 1 検査室用監視カメラ 1 式
 - 2 除湿器 1 式
 - 3 X線防護衣 1 式
 - 4 X線防護衣用パイプスタンド 1 式
 - 5 全自動身長体重計 1 式
 - 6 体重計用手すり 1 式
 - 7 血糖測定器 1 式
 - 8 インジェクター装置 1 式
 - 9 薬品棚 1 式
 - 10 電子カルテ用机 1 式
 - 11 患者用イス 1 式
 - 12 看護師用イス 1 式
 - 13 カーテンレール 1 式
 - 14 カーテン 1 式
 - 15 待機、回復室用監視カメラ 1 式
 - 16 待機室患者用リクライニングソファ 4 台
 - 17 待機室患者用サイドテーブル 4 台
 - 18 待機室患者用ロッカー 4 台
 - 19 衝立 1 式
 - 20 画像処理用パソコン 1 式
 - 21 カラーレーザー複合プリンタ 1 式

- 22 操作室用イス 3脚
- 23 放射線監視システム移設 1式
- 24 黄衣 1式
- 25 検査着および検査スクラブ 1式
- 26 患者用スリッパ 1式
- 27 職員用管理区域専用スリッパ 1式
- 28 職員用下駄箱 1式
- 29 患者スリッパ用殺菌線ロッカー
- 30 患者用ブランケット 1式
- 31 ブランケット用棚 1式
- 32 業務用ワゴン 2台
- 33 ステンレス長パット（蓋つき） 4個
- 34 ピンセット 2個
- 35 鉛板 2個
- 36 鉛ブロック 15個
- 37 ラムダプロテクタ 1式
- 38 ポケット線量計 2個
- 39 検査室内患者用プロジェクター 1式
- 40 台車 1式
- 41 裁断機 1式
- 42 吸引器 8個
- 43 ホワイトボード 1式
- 44 ベッドサイドモニタ 1式
- 45 核医学画像診断用画像融合システム 1式
- 46 医療安全管理・薬剤管理システム 1式
- 47 密封線源用貯蔵箱 1式

③ 物品調達に備えるべき技術的仕様

1. PET/CT 装置本体は、以下の要件を満たすこと

(1) ガントリおよび寝台は、以下の要件を満たすこと

- (1)-1 PET 装置と CT 装置が隙間なく配置された一体型ガントリであること
- (1)-2 PET 装置および CT 装置共に、ボア径が同一で、かつ 78cmΦ 以上であること
- (1)-3 ガントリに緊急停止ボタンを備えること
- (1)-4 位置決め用投光器を有すること
- (1)-5 最大 195cm 以上の PET/CT 撮影が可能であること
- (1)-6 寝台は床面から 53cm 以下まで下降すること

- (1)-7 最大荷重は 200kg 以上であること
- (1)-8 寝台の制御は操作室およびガントリパネルで可能で、ガントリパネルでは患者名の表示が可能なこと
- (1)-9 ヘッドレスト、およびアームレストを有すること
- (2) PET 装置は、以下の要件を満たすこと
 - (2)-1 クリスタルは LBS (LSO、LYSO 等)であること
 - (2)-2 クリスタルの蛍光減衰時間は 40nsec 以下であること
 - (2)-3 クリスタルサイズ (横×縦) は、縦と横のサイズが同一で、4.1×4.1mm 以下であること
 - (2)-4 クリスタル数は計 34000 個以上であること
 - (2)-5 シンチレーション光の検出器は SiPM(光半導体素子)で、29000 個以上であること
 - (2)-6 断面内有効視野は 70cmΦ 以上であること
 - (2)-7 体軸方向有効視野は 20cm 以上であること
 - (2)-8 同時計数のタイムウインドウ幅は 4.7nsec 以下であること
 - (2)-9 NEMA NU2 2018 に基づく断面内空間分解能 FWHM@1cm (FBP 再構成) は、5.0mm 以下であること
 - (2)-10 NEMA NU2 2018 に基づく断面内空間分解能 FWHM@10cm (FBP 再構成) は、5.5mm 以下であること
 - (2)-11 NEMA NU2 2018 に基づく体軸方向空間分解能 FWHM@1cm(FBP 再構成)は、5.0mm 以下であること
 - (2)-12 NEMA NU2 2018 に基づく体軸方向空間分解能 FWHM@10cm (FBP 再構成)は、5.5mm 以下であること
 - (2)-13 NEMA NU2 2018 に基づく TOF 時間分解能が 238psec 以下であること
 - (2)-14 NEMA NU2 2018 に基づく感度は、計測で 8.5cps/kBq 以上であること
また、実効システム感度は頭部想定 D=20cmΦ で 55cps/kBq 以上 (体幹部想定 D=40cmΦ では 110cps/kBq) であること
 - (2)-15 NEMA NU2 2018 に基づく散乱フラクションは、Peak NECR 時に 43%以下であること
 - (2)-16 最小スライス厚は 1.6mm 以下であること。また、CT と同一スライス位置・スライス厚さの PET 画像出力機能を有すること
 - (2)-17 3 種類以上のマトリクスで画像再構成する機能を有すること
 - (2)-18 Step & Shoot 方式においてベッドポジション毎に撮像時間の変更が可能であること。また、速度可変型寝台連続移動方式での PET 撮像が可能であること
この機能を有しない場合は、同様な撮影検査ができる提案をすること
 - (2)-19 OSEM、TOF-OSEM 画像再構成機能を有すること

- (2)-20 撮像中に 8 種類以上の PET 再構成条件を保存する機能を有すること
不可能な場合は、検査終了後、再構成ができる機能を持つワークステーションを
そなえること
- (2)-21 PET 呼吸同期は、時間分割を用いず、呼吸振幅情報のみを用いた呼吸同期機能
を有し、かつ収集時間を延長することなく、非同期と同じ統計量の画像を得る機
能を有すること。もしくは、外部呼吸モニタリングシステムを要せず、PET 収
集データから呼吸時相を推定し、PET 呼吸同期収集を行う機能を有すること
- (2)-22 Dynamic 収集機能を有すること
- (2)-23 心電図同期機能を有すること

(3) CT 装置は、以下の要件を満たすこと

- (3)-1 検出器材質は固体検出器であること
- (3)-2 データ収集システム (DAS) 数は、実装 64 列以上であること
- (3)-3 最短フルスキャン時間は 0.35 秒/回転以下が可能であること
- (3)-4 X 線管電圧は、70 kV 以下から 140 kV 以上の間で 4 種類以上の設定が可能であ
ること、若しくは 80kV 以下から 135kV 以上の間で 4 種類以上の設定が可能であ
ること
- (3)-5 X 線管電流は、20mA 以下から 666mA 以上の範囲で、1mA 毎に設定が可能であ
ること、若しくは 20mA 以下から 500mA 以上の範囲で、10mA 毎に設定が
可能であること
- (3)-6 X 線管球の蓄積熱容量は、7.5MHU 以上であること
- (3)-7 X 線管球の冷却効率は 1,386kHU/min 以上であること
- (3)-8 吸収補正用 CT として、断面内有効視野は 70cm Φ 以上の撮影が可能であり、その
画像表示機能を有すること
- (3)-9 被検者の体格に応じて X 線量を自動調整する、被曝低減機能を有すること
- (3)-10 ハードもしくはソフトでビームハードニングアーチファクトを除去する機能を
有すること
- (3)-11 金属アーチファクト低減ソフトウェアを有し、断面有効視野 70cm Φ 以上の撮影
が可能であること
- (3)-12 診断用 CT 画像の再構成時間は 25 枚/秒以上であること
- (3)-13 RDSR(Radiation Dose Structure Report)形式で被曝線量情報を出力する機能を
有すること

2. オペレーションコンソール部は、以下の要件を満たすこと

- (1)-1 解像度が 1280x1024 以上の 19 インチ以上の液晶カラーモニタを 2 台以上有する
こと

- (1)-2 メニュー、警告、オンラインヘルプにおいて、日本語表示を選択可能であること
- (1)-3 CT および PET の撮影条件、画像再構成条件を設定したプロトコルを保存する機能を有すること
- (1)-4 位置決め画像上で CT 画像再構成範囲(体軸方向及び横断面方向)をマウスで設定する機能を有すること
- (1)-5 PET リストモードデータに対して、任意の時間フレームのスタティック画像再構成ができること
- (1)-6 検査中に、再構成処理を終えた PET 画像とその MIP 画像のシネ表示ができる機能を有すること
- (1)-7 PET 画像、CT 画像、重ね合わせ画像に対し任意の横断面、矢状断面、冠状断面を同時に表示できる機能を有すること
- (1)-8 PET 画像の SUVmax, mean, peak の計測機能を有すること
- (1)-9 マニュアルで PET と CT の位置合わせ後、減弱補正を含めた PET 画像再構成処理が可能であること
- (1)-10 MIP/MPR/サーフェイスレンダリング/ボリュームレンダリング等の 3D 画像処理機能を有すること
- (1)-11 DICOM3.0 規格に準拠し、放射線情報システム(RIS)から MWM を介して患者情報や検査情報等の取り込みを実施すること。接続設定に関しては当院職員の指示に従うこと。なお、その際の接続費用については売渡人の負担で行うこと。
- (1)-12 DICOM3.0 規格に準拠し、PET および CT 画像を医療情報管理システム(PACS)への転送、および Query/Retrieve が可能であること。また、現行機種が接続している既設機器及び新規購入予定の周辺装置と接続連携が可能であること。接続装置及び設定に関しては当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、その際の接続費用については売渡人の負担で行うこと。
- (1)-13 簡易ビューワ付で DVD-R に DICOM データ保存が可能であること

3. 処理コンソール部は、以下の要件を満たすこと

- (1)-1 基本 OS は Windows10 相当であること
- (1)-2 CPU は、Xeon 4 コア相当以上であること
- (1)-3 メモリーは 16GB 以上であること
- (1)-4 別モダリティ、別検査間でのフュージョン表示が可能であること。モダリティは PET,CT,MR,SPECT に対応していること
- (1)-5 球形 ROI (VOI) の設定が可能であること。PET 画像の SUV による球形 ROI (VOI) 計測は ROI (VOI) 内の SUV の最大値、平均値および SUVPeak、体積の計測が同時に可能なこと。
- (1)-6 球形 ROI (VOI) 内で SUV の閾値を任意設定し閾値を超える領域の VOI(閾値

VOI)の表示が可能であること。閾値設定は SUV 値及び MaxSUV 値に対するパーセンテージの数値入力、またはマウスホイール操作で簡単かつ連続的に変更が可能であること

また、閾値 VOI 内の SUV の最大値、平均値および SUVPeak、MTV 値、TLG 値、体積の計測が同時に可能であること

- (1)-7 各モダリティ画像及びフュージョン画像それぞれの AXIAL、CORONAL、SAGITTAL の各断面の再構成に使用する画像枚数(またはスライス厚)、シリーズ記述、シリーズ番号等をプリセット登録し、ワンクリックでまとめて再構成と DICOM 転送を行う、エクスポートプリセット機能を有すること。

不可能な場合は、同等な機能を有する画像処理装置を用意すること。

- (1)-8 PET 画像及びフュージョン画像それぞれの心臓領域における Short、Vertical Long、Horizontal Long の各断面の再構成に使用する画像枚数(またはスライス厚)、シリーズ記述、シリーズ番号等をプリセット登録し、ワンクリックでまとめて再構成と DICOM 転送を行う、心臓用エクスポートプリセット機能を有すること。

不可能な場合は、同等な機能を有する画像処理装置を用意すること。

- (1)-9 画像をエクスポートする際に、Axial の CT 画像と PET 画像で FOV サイズが異なる場合は、Axial の FOV サイズを自動的に小さい方に合わせてエクスポートできること。不可能な場合は、同等な機能を有する画像処理装置を用意すること。

- (1)-10 エクスポートプリセットの PET の再構成時の設定機能として画素値を SUV 値に変換して画像出力する機能を有すること。不可能な場合は、同等な機能を有する画像処理装置を用意すること。

4. 備品及び什器等について、以下の要件を満たすこと。

- (1) 検査室用監視カメラは以下の要件を満たすこと

ア 検査室監視用カメラ及びモニタを1式用意すること

イ モニタ分割表示可能で検査室を3方向から同時に監視できること

ウ 設置場所は当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に関わる費用は売渡人の負担とすること。

- (2) 除湿器は以下の要件を満たすこと。

ア 検査室内用として除湿器を1式用意すること

イ タンクレス方式とし、ドレーン排水機能を有すること

ウ 設置場所は当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に関わる費用は売渡人の負担とすること。

- (3) X線防護衣は以下の要件を満たすこと。

ア 検査室内用のX線防護衣(プロテクター)を1式用意すること。サイズ、数量、仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (4) X線防護衣用パイプスタンドは以下の要件を満たすこと。
- ア X線防護衣用パイプスタンドを1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 全自動身長体重計は以下の要件を満たすこと。
- ア 全自動身長体重計を1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。設置、接続に関わる費用は売渡人の負担とすること。
- (6) 体重計用手すりとは以下の要件を満たすこと。
- ア 体重計用手すりを1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 血糖測定器は以下の要件を満たすこと。
- ア 血糖測定器を1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。設置、接続に関わる費用は売渡人の負担とすること。
- (8) インジェクター装置（放射性薬剤自動投与装置）は以下の要件を満たすこと。
- ア 放射性薬剤自動投与装置（PDR社製 Bridbea）を1式用意すること。不可能な場合は、同等の機能を有する装置を用意すること。既存の PACS 及び放射線情報システムと接続可能機能を有すること。設置、接続に関わる費用は売渡人の負担とすること。
- イ (8) - アの付属品として、Bridbea DISPENSER を1式用意すること。不可能な場合は、同等の機能を有する装置を用意すること。
- ウ (8) - アの付属品として、Bridbea GATEWAY を1式用意すること。不可能な場合は同等の機能を有する装置を用意すること。また、既存の PACS 及び放射線情報システムと接続すること。なお、設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。
- エ (8) - アの付属品として、Bridbea TIMER ガイドを4式用意すること。不可能な場合は同等の機能を有する装置を用意すること。また、既存の PACS 及び放射線情報システムと接続すること。なお、設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。
- オ その他の仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 薬品棚は以下の要件を満たすこと。
- ア 薬品棚を1式用意すること。仕様、設置場所については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に伴う費用は売渡人の負担とすること。
- (10) 電子カルテ用机は以下の要件を満たすこと。
- ア 電子カルテ用机を1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 患者用イスは以下の要件を満たすこと。
- ア 患者用イスを1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (12) 看護師用イスは以下の要件を満たすこと。
- ア 看護師用イスを1式用意すること。仕様については、当院職員と協議し、その指示

に従うこと。

- (13) カーテンレールは以下の要件を満たすこと。

ア カーテンレールを4個用意すること。設置場所及び数量、仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に伴う費用は売渡人の負担とすること。

- (14) カーテンは以下の要件を満たすこと。

ア カーテンを4枚用意すること。設置場所及び数量、仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (15) 待機室用監視カメラは以下の要件を満たすこと。

ア 待機、回復室用監視カメラを4台用意すること。設置場所及び数量、仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に伴う費用は売渡人の負担とすること。

- (16) 待機室患者用リクライニングソファは以下の要件を満たすこと。

ア リクライニングソファを4台用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (17) 待機室患者用サイドテーブルは以下の要件を満たすこと。

ア サイドテーブルを4台用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (18) 待機室患者用ロッカーは以下の要件を満たすこと。

ア 待機室患者用ロッカーを4台用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

イ 耐震補強器具を伴うこと。なお、設置に伴う費用は売渡人の負担とすること。

- (19) 待機室患者家族用衝立は以下の要件を満たすこと。

ア 待機室患者家族用衝立を1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (20) 画像処理用パソコンは以下の要件を満たすこと。

ア 画像処理用パソコンを2台用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

イ PETCT 装置と接続機能を有すること。なお、設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。

- (21) カラーレーザー複合プリンタは以下の要件を満たすこと。

ア カラーレーザー複合プリンタを1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。

- (22) 操作室用イスは以下の要件を満たすこと。

ア 業務用イスを3脚以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

- (23) 放射線監視システムは以下の要件を満たすこと。

- ア 現存の放射線監視システムを移設とする。なお、設置、接続に関して当院職員と協議し、その指示に従うこと。伴う費用は売渡人の負担とすること。
- (24) 黄衣は以下の要件を満たすこと。
- ア 黄衣を1式以上用意すること。サイズ、数量、仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (25) 検査着および検査スクラブは以下の要件を満たすこと。
- ア 検査着および検査スクラブを40着以上用意すること。内訳、サイズ、仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (26) 患者用スリッパは以下の要件を満たすこと。
- ア 患者用スリッパを1式以上用意すること。Mサイズ20足、Lサイズ20足とし仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (27) 職員用管理区域専用スリッパは以下の要件を満たすこと。
- ア 職員用管理区域専用スリッパを5足以上用意すること。サイズ、数量、仕様については、当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (28) 職員用下駄箱は以下の要件を満たすこと。
- ア 職員用下駄箱を1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (29) 患者スリッパ専用殺菌線ロッカーは以下の要件を満たすこと。
- ア 患者スリッパ専用殺菌線ロッカーを1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (30) 患者用ブランケットは以下の要件を満たすこと。
- ア 患者用ブランケットを20枚以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (31) ブランケット用棚は以下の要件を満たすこと。
- ア ブランケット用棚を2台以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (32) 業務用ワゴンは以下の要件を満たすこと。
- ア 業務用ワゴンを2台用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (33) ステンレス長パット（蓋つき）は以下の要件を満たすこと。
- ア ステンレス長パット（蓋つき）を大小それぞれ2個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (34) ピンセットは以下の要件を満たすこと。
- ア ピンセットを2個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。
- (35) 鉛板は以下の要件を満たすこと。

ア 鉛版を2個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(36) 鉛ブロックは以下の要件を満たすこと。

ア 鉛ブロックを15個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(37) ラムダプロテクタは以下の要件を満たすこと。

ア ラムダプロテクタを1式以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(38) ポケット線量計は以下の要件を満たすこと。

ア ポケット線量計を2個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(39) 検査室内患者用プロジェクターは以下の要件を満たすこと。

ア 検査室内患者用プロジェクターを1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。

(40) 台車は以下の要件を満たすこと。

ア 台車を1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(41) 裁断機は以下の要件を満たすこと。

ア 裁断機を1式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(42) 吸引器は以下の要件を満たすこと。

ア 吸引器を8個以上用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。設置、接続に伴う費用は売渡人の負担とすること。

(43) ホワイトボードは以下の要件を満たすこと。

ア ホワイトボードを1式用意すること。仕様、設置については当院職員と協議し、その指示に従うこと。なお、設置に伴う費用は売渡人の負担とすること。

(44) ベッドサイドモニタは以下の要件を満たすこと。

ア ベッドサイドモニタ(PVM-4763)を2台用意すること。もしくは同等の機能を有するベッドサイドモニタを用意すること。

イ スレーブモニタを1式用意すること。なお、設置に係る費用は売渡人の負担で行うこと。

ウ 専用の架台を用意すること。

エ 病院電子カルテと接続すること。なお、接続に係る費用は売渡人の負担で行うこと。

オ その他の仕様は当院職員と協議し、その指示に従うこと。

(45) 核医学画像診断用画像融合システムは以下の要件を満たすこと。

ア 核医学画像診断用画像融合システム(J-MAC社製)を1式用意すること。同一StudyにPSF補正画像と非PSF補正画像が存在する場合、非PSF補正画像から得た値

(SUV の最大値、平均値および SUVPeak、MTV 値、TLG 値、体積) を PSF 補正画像上に表示する機能を有すること。その際、非 PSF 補正画像は同一ウィンドウに表示しないこと。これらの機能を持たない場合、同等の機能を有する核医学専用画像診断用ビューワプログラムシステムを用意すること。なお、PET 装置および当院 PACS 等の接続等に係る費用は売渡人の負担で行うこと。

(4 6) 医療安全・薬剤管理システムは以下の要件を満たすこと。

ア 医療安全・薬剤管理システム「onti—np」を 1 式用意すること。もしくは、同等の機能を有する業務支援システムを提供すること。なお、PET 装置および当院 PACS 等の接続等に係る費用は売渡人の負担で行うこと。

(4 7) 密封線源用貯蔵箱は以下の要件を満たすこと。

ア 密封線源用貯蔵箱を 1 式用意すること。仕様については当院職員と協議し、その指示に従うこと。

④ (性能、機能に以外に関する要件)

1. 設置条件について、以下の要件を満たすこと

(1) -1 必要に応じてネットワークの配線を講じること

既存装置が接続している PACS、放射線情報システム、画像ワークステーションなどの機器及び接続必要とする新規更新機器と接続し連携できるシステムを構築すること。配線箇所等については、病院職員と協議の上、その指示に従うこと。なお、その際の工事費用・接続費用については売渡人の負担で行うこと。

(1) -2 医療法施工規則及び放射線障害防止法に定める標識及び注意事項の掲示を、当院担当者と協議の上、必要箇所に行うこと

(1) -3 原子力規制庁および管轄保健所等へ提出する申請書類の作成に協力すること

(1) -4 機器据付・試運転・調整に必要な電力及び水道は、無償で利用できるものとする

(1) -5 搬入及び据付け調整の費用並びに関連機器の調整費用は、本システム購入費に含むこと

(1) -6 付帯工事、搬入、据付け等の詳細については、当院職員と事前に打ち合わせを行うこと付帯工事等については、病院職員と協議の上、その指示に従うこと。なお、その際の工事費用については売渡人の負担で行うこと。

(1) -7 機器の搬入、据付、配線、配管、調整等については、当院の診療業務に支障をきたさないよう当院職員と事前に打ち合わせを行うこと

(1) -8 改修工事等は作業内容やスケジュールを当院職員と事前に打ち合わせを行うこと。その際に関わる費用については売渡人の負担で行うこと。

(1) -9 その他、疑義の生じた場合は、速やかに当院関係職員と協議すること。

2. 保守契約業務について、以下の要件を満たすこと

(2)-1 保守期間

納品日より 1 年間は無償保証期間とし、無償保証期間終了後から 5 年後の月末までの保守・点検を行うこと。

(2)-2 定期保守点検内容及び回数

ア 期間中に機器に定められた回数の点検を実施すること。なお、実施日については、病院放射線技師（以下「担当者」という。）と協議の上、決定すること。

イ 点検の実施時間帯は、平日 8 時 30 分～17 時 30 分とする。

(2)-3 交換部品の費用負担

ア 交換する部品の費用については、以下の内容を受託者の負担とする。

- ・ PET 用ディテクタ
- ・ X 線管
- ・ 定期交換部品
- ・ カーボンブラシもしくは CPT ブラシ（製造元が定期交換部品に指定したものに限る）
- ・ UPS/UPS バッテリー（製造元が定期交換部品に指定したものに限る）

イ 消耗品については、委託者が負担するものとする。但し、患者テーブルマットレス、クッション、患者固定ベルトは受託者の負担とする。

(2)-4 保守体制

ア 修理対応に係る費用については、全て受託者の負担とする。

イ 年間を通じて 24 時間連絡、修理対応がとれる体制であること。

ウ 電話回線を利用したリモート診断を行うこと。なお、電話回線は受託者の責任において敷設すること。また、担当者及び管理課担当職員と十分協議した上で敷設すること。

エ 製品に関わる IT 環境を最新のものにバージョンアップ（最新ソフトウェアの提供）すること。

オ Guardian Basic + Tube Guard を提供すること。

カ チラー保守を行うこと。

(2)-5 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認印を得た後、中央放射線部へ提出するとともに、写しを 1 部経営課へ提出すること。

3. その他について、以下の要件を満たすこと

(3)-1 設置装置の取り扱い説明に関する教育訓練は、日時・場所について当院職員と事前に打ち合わせを行うこと

(3)-2 装置メーカーが主催する装置の教育訓練は、事前に開催日および受講コースを案内すること

- (3)-3 機器の設置及び更新にあたり、申請や届出書類を作成する必要がある場合には支援を行うこと
- (3)-4 装置更新に伴う工事、周辺機器の接続、備品等設置に関して、病院職員と協議の上、当院の指示に従うこと。その際に関わる費用については売渡人の負担で行うこと。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。